

白岡市議会における議会改革・活性化に関する取組事項一覧【中間答申】

令和5年12月12日(火)

IV 議会基本条例・議会議員政治倫理条例に関すること。

	取組事項	内容・方法	実施時期（目標）	概算費用 （千円）	検討・協議組織	備考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規条例の制定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例</li> </ul> </li> <li>○議会基本条例の制定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会、議員の活動の基本となる規範を条例で定める。</li> </ul> </li> <li>○議会基本条例の制定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・閉鎖的な議会から住民に開かれ住民と歩む議会、質問・質疑だけの場から議員間討議を重視する議会、追認機関ではなく首長等と政策競争する議会、にするために制定したい。</li> <li>・常任委員会の政策提言・代表質問の設置 委員会所管の事項を政策提言・代表質問をすることができるようにしたい。</li> <li>・本議会・委員会のオンライン開催 災害時、感染症のまん延期、その他やむを得ない理由等で参集できないときに、議会活動の継続を図りたい。</li> <li>・議員研修会の実施 議員力・議会力の向上のため。</li> </ul> </li> <li>○白岡市議会議会基本条例を制定する。その中に各委員会で討論して意見をまとめ、その政策を市長に提言していく項目をつくる。</li> </ul>	今後検討する。		研修、視察費 （令和6年度） 232		
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規条例の制定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員政治倫理条例</li> </ul> </li> <li>○議会倫理条例の制定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会、議員の活動の基本となる規範を条例で定める。合わせて倫理条例を制定する。</li> </ul> </li> </ul>	政治倫理に関する研究会を立ち上げる。	令和6年4月1日以降		（仮称）政治倫理研究会	